

“意外に知らない・間違っ理解が多い” 労働時間の法規定の説明会です

適正な時間外・休日労働実施のための説明会

会費無料

開催のご案内

主催 名古屋北労働基準監督署 社団法人 名北労働基準協会

時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）について、数多くの勘違いや間違いが見受けられますが、法定労働時間を超える時間外労働と休日労働は本来労働基準法上許されず、適正に36協定を締結し、これを労働基準監督署に届出ることにより、使用者は初めて法違反の罪を免れることができます

また、昨年施行された改正労働基準法では、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ（中小企業は当面の間適用猶予）、限度時間を超える時間外労働の割増賃金率を定める等の対応が必要となりましたが、多くの事業場が1ヵ月間、1年間のそれぞれの割増賃金率を協定届に未記入でご提出されておられます。

そこで、36協定の締結届出、割増賃金の支払い等に関する法規定の内容と留意点についての「適正な時間外・休日労働実施のための説明会」を開催いたします。労務管理担当者等の皆様には、ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。

日時	平成24年1月25日(水) 午前10時～12時30分
会場	名古屋栄ビルディング 12階「大会議室」 名古屋市東区武平町5-1
内容	<p>●挨拶 名古屋北労働基準監督署長 越川 稔</p> <p>●時間外・休日労働協定の留意点について 名古屋北労働基準監督署 第三方面主任監督官 鈴木 良典</p> <p>●賃金の支払等に関する留意点について 名古屋北労働基準監督署 第四方面主任監督官 多賀 清</p>

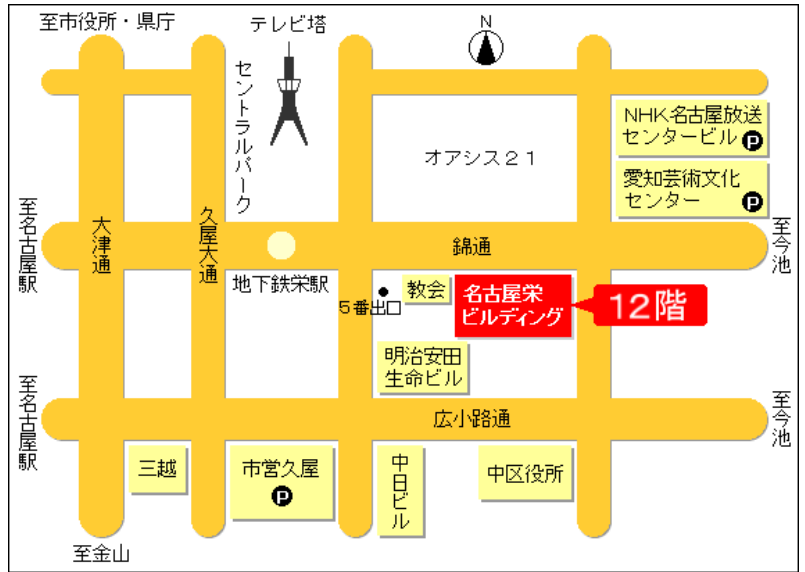
会費 無料 定員 200名（定員になり次第締め切ります）

申込要領

申込書・出席票を予め下記へファックスのうえ、当日会場受付にご提出ください。

(社) 名北労働基準協会 総合受付
 〒462-8575 名古屋市北区清水 1-13-1
 TEL (052) 9 6 1—1 6 6 6
 FAX (052) 9 6 2—1 6 7 0

会場略図



公共交通機関

「地下鉄」 東山線または名城線
 栄駅下車（5番出口）徒歩2分

講習当日の午後1時30分より同じ会場にて、労災保険の給付内容と請求書作成上の留意点と労災認定の業務上外の判断に関する「労災保険実務セミナー」を開催いたします。詳しくは同封のご案内をご覧ください。

「適正な時間外・休日労働実施のための説明会」 申込書・出席票

予めファックスのうえ、当日会場受付にご提出ください。急きょご欠席される場合はご連絡願います。

事業場名					整理番号 ※				
事業内容					労働者数	名			
所在地	〒								
TEL					FAX				
ご出席者	参加番号※	職	名	氏	名	通 信 欄			

※整理番号 お送りしました封筒宛名下の番号をご記入下さい。 ※参加番号 ご記入は不要です。